

『手話学研究』著作権内規	
第1条 [趣旨]	本内規は「編集委員会内規」に基づき、『手話学研究』を含む本会著作物等に載録されているすべての記事の著作権に関する事項を別に定める。
第2条 [著作権の帰属]	当該記事に関する国内外の一切の著作権は、本会に最終原稿が受理された時点より、原則として本会に帰属する。
2	特別な事情により前項の原則が適用できない場合、著者は投稿時にその旨を本会に文書で申し出るものとする。その場合、著作権の扱いについては本会と著者の協議のうえ決定する。
3	当該記事を本会著作物等に載録しないことが決定された場合、本会は当該記事の著作権を著者に返還する。
第3条 [著者への利用許諾]	著者本人が当該記事の全文、あるいは、一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合、本会は原則的に異議を申し立てたり妨げたりすることはしない。ただし、複製、翻訳、翻案などに際しては出典を明らかにするものとする。
2	なお、website において当該記事の全文をダウンロード可能な形で掲載する場合、著作権が日本手話学会に帰属し、利用に当たり著作権法に従う必要があることを明記するものとする。
第4条 [第三者への利用許諾]	第三者より当該記事の利用許諾要請があった場合、編集委員会において審議のうえ、適当と認めたものについて著者に代わり承諾できるものとする。また、理事会の承認のうえ、利用許諾する権利の運用を外部機関に委託することができるものとする。
2	前項の措置によって第三者より本会に対価の支払いがあった場合、本会会計に繰り入れる。
第5条 [例外的取扱]	他団体との共催行事などにおいて別段の取り決めをおこなう場合、編集委員会および理事会の議を経て、本内規第2～4条に当該取り決めに優先させることができるものとする。
第6条 [著作権侵害および紛争処理]	本会が著作権を有する記事に対して第三者による著作権侵害の疑いがあった場合、本会と著者が対応について協議のうえ解決を図るものとする。
2	本会に投稿された記事により、第三者の著作権を始めとする諸権利および利益の侵害問題が生じた場合、著者が一切の責任を負う。
第7条 [有効範囲]	本内規は施行以前の本会著作物等についても適用する。ただし、著者より異議申し立てがあり、本会理事会において承認された場合を除く。
第8条 [変更]	本内規の変更は編集委員会および理事会の議を経なければならない。
	本規程は2010年3月31日より施行する。
	本内規は2019年7月1日より改正施行する。